

主 文
本件控訴を棄却する。
控訴費用は控訴人の負担とする。
事 実

控訴代理人は、「原判決中控訴人敗訴部分を取消す。被控訴人両名の請求を棄却する。訴訟費用は第一、二審共被控訴人両名の負担とする。」との判決を求め、被控訴人等代理人は、控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の主張は、

控訴代理人において、(一) 町村合併により新町が発足し、合併前の町村の職員を新町において採用任命した場合においても、右採用は地方公務員法第二十二条によるいわゆる条件附採用であつて、その職員がその職において六ヶ月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに始めて正式採用になるものであり、右条件附採用期間中の職員については地方公務員法第二十七条第二項第二十八条第一項の規定は適用されないものであるところ、被控訴人両名は町村合併による新a町の発足に伴い、昭和三十年三月三十一日同町の職員として採用されたものであつたので、本件免職処分(同年九月十三日)当時は未だ条件附採用期間中の職員であつたのであるから、身分保障に関する前記各条項の適用はなく控訴人a町長において自由に免職し得るものである。(二) 仮に被控訴人両名についても地方公務員法第二十八条第一項が適用されるとしても、同条第一項所定各号の一に該当する事由が存するか否かの判断は任命権者たる町長の自由裁量に委せられているものである。と補陳し

た外原判決事実摘示と同一であるから、ここにこれを引用する(但し本件免職処分の無効確認請求に関する部分を除く)。

立証として、被控訴人等代理人は、甲第一乃至第六号証を提出し、原審並に当審証人A、同B、当審証人Cの各証言並に原審における被控訴本人D、同E各尋問の結果を援用し、乙第一号証の成立を認め、控訴代理人は、乙第一号証を提出し、原審証人F、同G、同H、同I、同J、原審並に当審証人K、同L、当審証人M、同N、同O、同P、同Qの各証言並に原審及び当審における控訴本人尋問の結果を援用し、甲第一号証中郵便官署作成部分の成立はこれを認めるも、その余の部分の成立は不知、同第二号証の成立は不知、爾余の甲号各証の成立はこれを認める、と述べた。○理由

被控訴人両名は、控訴人a町長が昭和三十年九月十三日被控訴人両名に対してなした免職処分の取消を求めているにつき(原審における予備的請求)、以下審按する。

被控訴人両名がいずれも愛媛県伊予郡a町の吏員として同町役場に勤務していたものであるところ、控訴人a町長が昭和三十年九月十三日被控訴人両名を免職処分(以下本件免職処分と称する)に付したことは、当事者間に争がない。

(一) 本件免職処分取消請求の適否について。

被控訴人両名は本件訴の提起に先立ち、前記免職処分につき地方公務員法第四十条第四項による審査の請求をしていないことは、被控訴人等の自ら認めるところであるが、被控訴人等が本件免職処分を受けた当時a町には公平委員会の設置がなかつたこと当事者間に争がなく、弁論の全趣旨により真正に成立したものと認められる第二号証及び原審における被控訴本人Dの供述を総合すれば、被控訴人等はa町に公平委員会が設置されていなかったため、昭和三十年十月初旬頃愛媛県人事委員会に対し審査請求をなさんとしたところ、同委員会はa町より委任のない限り右審査請求を取上げることができない旨答え、審査請求を受理しなかつたため、已むなく直接本訴に及んだものであることを窺うことができる。かかる場合は被控訴人等において審査手続を経ないで免職処分取消の訴を提起したとしても、審査手続を経ないことにつき行政事件訴訟特例法第二条但書にいわゆる正当な事由があるものというべきであり、本件免職処分取消請求は適法であるといわなければならない(尚本件訴が行政事件訴訟特例法第五条第一項所定の期間内に提起されたことは、記録上明らかである)。

(二) 本件免職処分当時被控訴人両名が条件附採用期間中の職員であつたか否かについて。

控訴人は、被控訴人両名は本件免職処分当時いわゆる条件附採用期間中の職員であつたのであるから、身分保障に関する地方公務員法第二十七条第二項第二十八条第一項の適用はなく(同法第二十八条第四項参照)、任命権者たるa町長において自由に免職し得たものであるから、本件免職処分が違法であるとの被控訴人等の主

控訴人は、被控訴人等は来庁の町民に対しても不親切で適切な応待ができなかつたばかりか他面上司に対する態度は横柄であつて上司を中傷する等万事につき極めて非協力的であり、のみならず被控訴人等は昭和三十年四月施行のa町長選挙に当り立候補した兵頭定雄の選挙運動を行い、公務員としての適格性を欠いていた旨主張するにつき検討する。

地方公務員法第二十八条第一項第三号にいわゆる「その職に必要な適格性」とは、当該職員の占めている職について、その職務を遂行してゆく上において必要とされる能力、体力、性格などをいうものと解するを相当とするところ、さきこれを認めないとしても、前記認定の程度を以てしては被控訴人兩名が地方公務員としてその職務を遂行してゆく上において必要な能力を欠如していたものとは未だ認め難く、その他本件各証拠を検討しても、被控訴人兩名を免職させねばならぬ程その地方公務員としての適格性に欠けるところがあつたとは認められない。尤も原審証人F、同Hの各証言、原審及び当審における控訴本人の供述を綜合すれば、被控訴人Dは来庁の町民に対する応待が幾分良くなかつたこと、また上司に対する態度につき是非難すべき点があつたことを窺えなくもないけれども、右証言または供述のみによつては、同被控訴人が公務員としての適格性を欠いていると断ずるには未だ不十分である（なお被控訴人Dが本件免職処分を受けた後控訴人R町長及びF助役を公文書偽造のたどで告発したことがあることは、同被控訴人の認めるところであるが、右は本件免職処分後のことであるから、本件免職処分当否の判断資料に加えることは妥当でない）。

次に被控訴人兩名が選挙運動を行つたとの点につき附言するに、原審証人F、同H、当審証人M、同O、同P、同Kの各証言並に原審及び当審における控訴本人の供述中被控訴人兩名が昭和三十年四月施行のa町長選挙において特定候補者のため選挙運動（戸別訪問等）をなしたことを推測させるような証言または供述部分が存するけれども、右証言または供述は被控訴人兩名が右町長選挙に際し選挙運動をなした事実を確認する証拠としてはなお不十分であり、他に被控訴人兩名が選挙運動をなした事実を肯認するに十分な資料がない。従つて被控訴人兩名が選挙運動をなしたことを理由として被控訴人兩名に公務員としての適格性が無いとする控訴人の主張も採用できない。

(4) 結語

然らば叙上説示に照し被控訴人兩名共控訴人が免職理由として主張する地方公務員法が第二十八条第一項第一号にいわゆる「勤務実績が良くない場合」または同条同項第三号にいわゆる「その職に必要な適格性を欠く場合」に該当するものとは未だ認め難いから、本件免職処分は同法第二十八条第一項所定の事由がないのに拘らずなされた違法な処分であるといわなければならない。控訴人は職員に同条第一項所定各号の一に該当する事由が存するか否かの判断は、任命権者たる町長の自由裁量に委せられていると主張するけれども、地方公務員に対する任命権者の免職処分は純然たる自由裁量処分ではなく、地方公務員法第二十八条第一項各号に掲げる事由の一に該当する場合でなければこれをなし得ないものであり、右事由のいずれかに該当する事実がないのに拘らず、これに該当するとしてなされた免職処分は違法であること多言を要しないところである。従つて本件免職処分は取消を免れない。

仍て右と同一結論に出でた原判決（但し予備的請求に関する部分）は相当であるから、本件控訴はこれを棄却することとし、行政事件訴訟特例法第一条、民事訴訟法第三百八十四条第八十九条第九十五条を適用して、主文の通り判決する。

（裁判長判事 浮田茂男 判事 加藤謙二 判事 橘盛行）